



民主党川崎市議会議員団 だより

ウェブ21
ave21
「変革の波」をつねに送り続ける
発行 民主党川崎市議会議員団
December 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1
2009 Tel.044-200-3355/Fax.044-245-4135

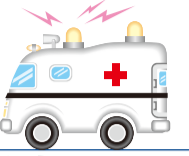
Statesmen need knowledge more than courage

みやけ りゅうすけ

三宅隆介

川崎市議会議員

療養病床の充実で 救急搬送時間の改善を



救急車が患者を搬送する際、受け入れ病院が見つかるまでの間、その救急車は患者を乗せたまま現場で待機しなければならない。

とりわけ、重症患者を搬送する際、現場滞在時間が30分以上かかったケースの割合が、本市は政令市の中で最も多く最悪の状態です。

この現場滞在時間を短縮することが本市の救急医療体制の大きな課題です。三宅隆介市議は、これまで議会において、人口あたりの療養病床数が少ない都市ほど、救急車の現場滞在時間が長くなるケースの割合が多くなっている、という客観的事実を示しつつ、療養病床を充実させることが現場滞在時間を短縮するための最も効果的な改善策であることを提案してきました。

なぜなら、療養病床が少ない川崎市においては、一般病床で長期入院患者を療養させなければならず、このことが、急性期病院が救急患者(重症患者)を受け入れる際の障壁になっている、というのが三宅隆介市議の主張です。

したがって、全国の政令市の中でも、人口あたりの療養病床数が一番少ない本市においては、療養病床を充実させることが急務です。

このような観点から、平成21年第4回定例会一般質問において、三宅隆介市議は救急搬送の際の現場滞在時間短縮にむけ質問にたちました。

以下、議事の要約を掲載します。

三宅隆介プロフィール

昭和46年3月23日生まれ。大東文化大学文学部卒業。
ユアサ商事株式会社を経て、松沢成文衆議院議員(現神奈川県知事)秘書。
平成15年4月 川崎市議会議員 初当選、平成19年4月 2期目当選。
川崎市多摩区中野島在住。
趣味：読書(歴史研究)、茶道(表千家)、野球。
尊敬する歴史人物：織田信長、ユリウス・カエサル。

療養病床の充実を急げ

三宅隆介市議 これまでの議会においても、重症患者の救急搬送を速やかに行うためには、療養病床の充実が必要であることを指摘してきた。今後、本市において療養病床が増える見込みはあるのか、医療計画上の状況も含めて伺う。

菊地義雄(健康福祉局長) 麻生区王禅寺に民間の医療法人が137床の療養病床を設置する病院の建設を進めている。医療計画上の病床状況については、川崎市南部および北部保健医療圏、ともに現行の保健医療計画で過剰病床地区になっているので、新たな開設増床は困難である。

RYUSUKE's POINT

麻生区の王禅寺で、新たに137床の療養病床を有する病院建設が進められていることが判りました。これが具現化すれば、人口10万人に対して療養病床85床という本市の現在の低水準がおそらく90床半ばぐらいまで上がり、ようやく横浜市並みの水準に達することができます。病院のベッドは、医療法の制約のため、川崎市においてはこれ以上増やすことはできませんが、市内の病院には使用されていない一般病床があります。これらの病床を療養病床に転換すれば、救急患者の受け入れ体制の改善につながります。

病床稼働率を効率的に

三宅隆介市議 病床稼働率が低い病院に対して一般病床を療養病床に転換するように要請しているとの事だが、その具体的な内容は？

菊地義雄(健康福祉局長) 国における社会保険庁の解体に伴い、川崎社会保険病院(川崎区)に「川崎社会保険病院の将来構想検討委員会」が5月に設置された。本市においては、急性期治療が終了した患者の受け入れ先が不足しており、高度な医療を要する慢性期の患者を受け入れるために、現在閉鎖している一般病床の一部を療養病床に転換して頂くよう要望した。

RYUSUKE's POINT

療養病床の多くが、いわゆる社会的入院のために使われている、といわれています。それが事実であれば改善されなくてはなりません。

図1 救急搬送における医療機関の受入状況等実態調査

大都市の重傷以上傷病者搬送事案における現場滞在時間30分以上の事案が占める割合(平成19年)

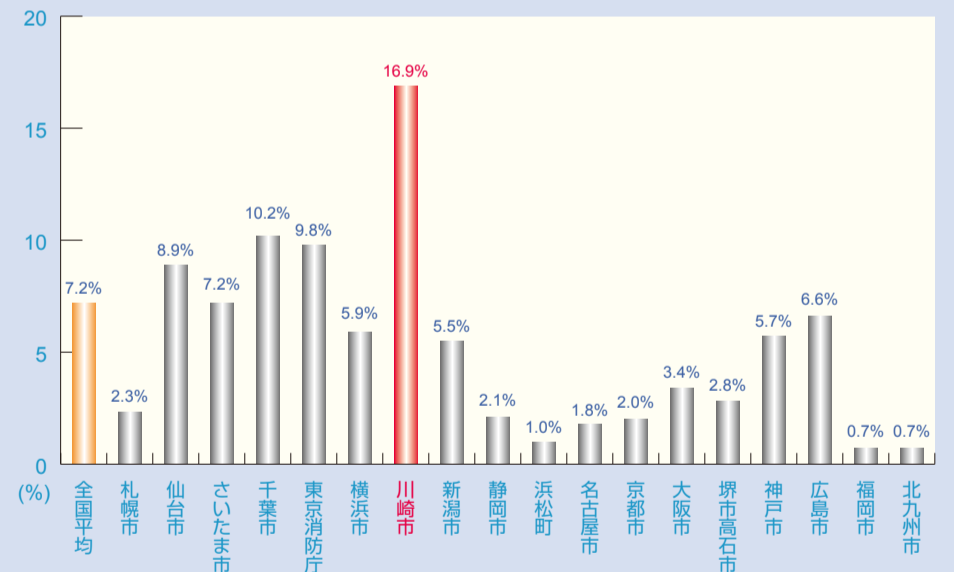
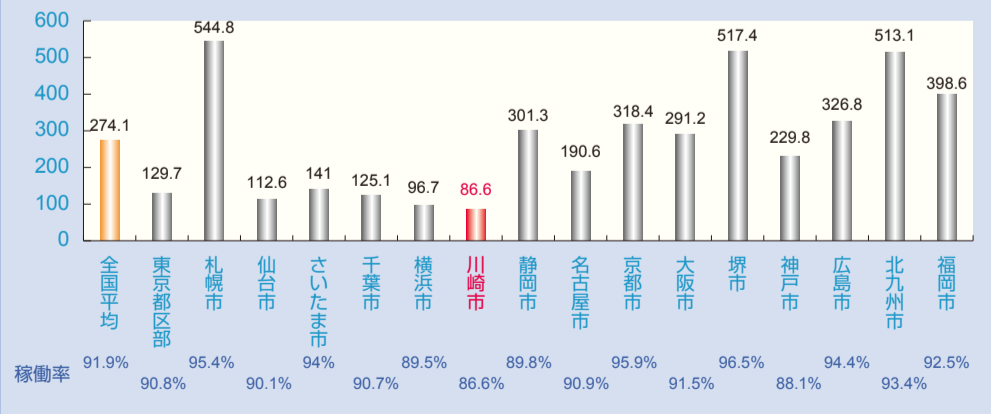


図2 療養病床数(病院分:人口10万対) H18.10.1



※図2は、人口10万人に対する療養病床の数を他都市と比較したものです。川崎市は圧倒的に療養病床が不足していることがわかります。このことが、救急車が重症患者を搬送する際の妨げになっていると三宅隆介市議は考えています。

療養病床とは：主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための病床のこと。

療養難民をつくらない為に

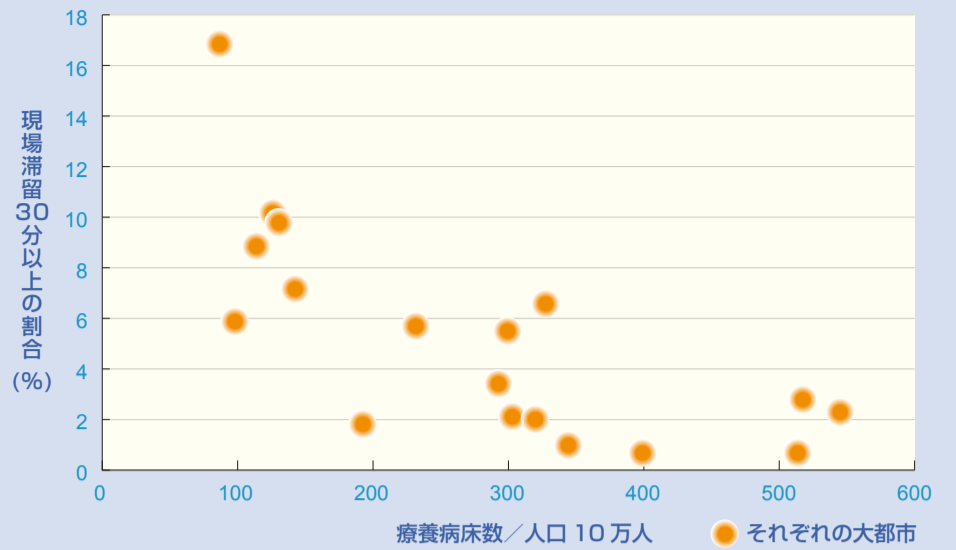
三宅 隆介市議 人口呼吸器などの高度な医療を必要とする患者さんが、急性期の治療を終了し慢性期になったとき、自宅で介護することは困難です。しかし、川崎市内には、人工呼吸器が必要な患者さんを受け入れる療養病床をもつ病院はほとんどありません。市立川崎および井田病院において人口呼吸器をつけたままで長期に入院している患者さんはどのくらいいるのか？

木村 実 (病院局長) 一般病床に30日以上入院している患者数は川崎病院で136人、井田病院で67人です。そのうち人口呼吸器を装着している方は、川崎病院で6名、井田病院にはいません。

RYUSUKE's POINT

現在、急性期医療を担う市立病院だけでも6名の患者さんがおられ、ほか民間病院にも多数おられます。しかし、療養病床の不足した本市においては、こうした人口呼吸器をつけた療養患者さんは、相模原市や茨城県のような遠方の病院に転院しているのが現状です。したがって、療養病床を増やすにあたっては、ただ漠然と増やすのではなく、自宅では介護が困難であり、かつ長期の医療が必要な最も療養病床を必要とする患者さんを速やかに受け入れることが可能となるよう整備を進めなくてはなりません。

図3 救急現場滞留と療養病床数



※療養病床の少ない大都市ほど、救急車の現場滞留の割合が多いことがわかります。

三宅隆介市議は、教育行政についても質問しました

教育論を明確にできない教育委員会

進歩の法則こそが教育論

三宅 隆介市議 平成20年度の本市の不登校児童生徒数は、小学校で194人、中学校で1,130人、高校で86人となっている。また、暴力行為の発生件数は、小学校で154人、中学校で750人、高校で14件であるが、これらの数字は減るところか増えている。これらの数字は、現在採用されている教育論が間違っていることを示しているのでは？教育長と教育委員長、それぞれに伺う。

木場田 文夫 (教育長) これらの特徴としては全体としては少数であるものの、児童生徒の生活環境、心身の問題等さまざまな要因を抱えるケースが多く見られる。本人への丁寧なカウンセリング等のきめ細かい対応を粘り強く行うことにより、抱え込んだ様々なストレスを解放することや医療的見地等からのアプローチなどによって自己を尊重する心を育てていくことが適切な対応です。

佐々木 武志 (教育委員長) 私も若いころには熱血教師を自負し、非行傾向を見せる子供に対し、厳しい指導を愛情であると考え実勢した時期もありましたが、そうした経験を通じて学んだことは熱血であるだけでなく、時には子供を信頼して待つことも重要であるということでした。子供の抱える様々な問題を解決していくには、カウンセラーなどによる専門的な支援をはじめ、本市の『共生・教育プログラム』や家庭や地域における教育力が必要です。

RYUSUKE's POINT

まず、教育長と教育委員長は、児童生徒の不登校や暴力行為をごく一部の問題として捉えおり、総体としての教育行政はうまくいっている、という認識です。

一方、私は、これら不登校や暴力行為は、現在の教育行政が機能していないことの証左であり、間違った教育論の結果で生じた付随的な数字であると考えます。

例えば、教育委員長の答弁の中に「時には子供を信頼して」とありますが、「信頼される人間をつくる」のが教育である、という根本を理解していません。最初から信頼されたら子供は進歩しようとしません。信頼されていないからこそ、信頼されるよう行動する。それが進歩の法則であり教育です。

そもそも、教育長も教育委員長も、教育の定義と目的を理解していないことが問題です。

人間の進歩には普遍的な法則がある

三宅 隆介市議 教育委員長に再び伺う。「自分を信頼して見守ってくれる大人の存在がいかに大切を示すことが重要である」とのことだが、子供というのは自分が信頼されたいと思っているのではなく、信頼できる強い大人という存在を求めているのではないのか？

佐々木 武志 (教育委員長) 『かわさき教育プラン』にお示ししてありますように、子供たち一人ひとりに合ったきめ細やかな教育を推進し、生き生きと輝き、学ぶ喜びを実感できる子供に育ててまいりたいと考えております。

三宅 隆介市議 教育長も教育委員長も、副詞と形容詞でお話しになられている。答弁はなるべく名詞と動詞で答えてください。(名詞と動詞で答えられないのは中身がない証拠) 先ほどから教育長や教育委員長が述べら

れている答弁は教育論に値しない。教育論とは、もっと厳正なものである。例えば、問題生徒を何年で何人、こういう方法で更生させた、という普遍的な法則こそが教育論である。成功したのか、していないのか判らない経験談は教育論とは言えない。経験(現場)の中で創られた法則こそが教育論である。見解を伺う。

佐々木 武志 (教育委員長) 長い間、教員を務めてまいりましたが、本当にいろいろな子供たちに出会ってきた。いろいろな困難にぶつかってきたが、その都度その子供の心の中に入れる、子供が信頼してくれるように、相談に乗ってくれる、そういう人間関係をつくることを中心に進めてきました。

RYUSUKE's POINT

何を言っているのか、意味不明な答弁です。

教育の定義は、正しい理性(正しい知識、強い感情、安定した意志)を創ることです。そのための手段が知育・体育・徳育です。また、正しい理性を創ることを「進歩」といい、人間の進歩には普遍的な法則があります。その法則がわからないままに、根拠のない理念を振り回して正しいとしているのが今の教育行政です。だから、いつまで経っても本質に迫れないのです。

法律を正しく読めない教育長

三宅 隆介市議 体罰(子供の進歩を目的とした有形力の行使)について伺う。民法822条では「親は子供に対して懲戒を行うことができる」と書いてある。一方、学校教育法11条には「子供に対して懲戒を行うことができる。但し体罰は除く」とある。民法822条に「但し書き」がなく、学校教育法11条に「但し書き」がある、ということは、懲戒の中に体罰が含まれていることになる。つまり民法では、家庭教育において体罰は教育上必要であるとしている。

では、家庭教育において体罰が必要で、学校教育では体罰は認めないという合理的な根拠は何か？

木場田 文夫 (教育長) 私の理解では、家庭内において懲戒ができることになっておりますが、その懲戒の中には体罰は含まれていないと理解しているところでございます。

体罰に関しては、懲戒の範囲の中において指導はできますが、体罰はできないことが私ども教育委員会の見解です。

RYUSUKE's POINT

懲戒に体罰が含まれていないのであれば、なぜ学校教育法11条では「但し書き」をつけてまで体罰を除外したのか、説明が付きません。もし、懲戒に体罰が含まれていないのであれば「但し書き」は不必要です。教育長の「懲戒に体罰は含まれない」という誤った認識は大きな問題です。

そもそも、教育の「教」という字の「攴」の部分は、もともと「攴」という字で、杖を手で持っている象形文字です。「孝」の部分は神聖な建物の中に子供がいる状態です。つまり「教」という漢字は、棒で子供を叩いている文字です。教鞭を執る、の「鞭」もムチという字です。ご鞭撻を賜る、も「鞭を乞う」ことです。

このように古来より、子供の進歩には体罰が欠かせなかったことが漢字や言葉の成り立ちからも解かります。教育長はこのことを理解しておられませんでした。

ちなみに、体罰と虐待は、その定義と目的が全く異なります。

三宅の発想、隆介の視点！